1885

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住し、 就業の関係で避難できなかった申立人について、申立外配偶者が避難したこと により家族別離が生じたこと、原発事故後の混乱した就業先において苦労した こと等を考慮して滞在者慰謝料の増額分として月額3万円(平成23年3月分 から同年8月分まで)が賠償されるとともに、原発事故の影響で自宅補修工事 が遅延したことを考慮して、東京電力の直接請求手続において認められなかっ た東京電力プレスリリース(平成24年7月24日付け)に基づく補修・清掃 費用が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解する こととし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確 認する。

- (1) 精神的損害 金18万円 平成23年3月14日から平成23年8月6日まで
- (2) 平成24年7月24日付け被申立人プレスリリースに基づく補修・清 掃 費用 金30万円
- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金48万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を 相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人と被申立人が各1通を保有するものとする。ま

た、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センター に交付する。

令和4年8月24日

(仲介委員 戸嶋 洋一)